

運動の重点

1 子供と高齢者の交通事故防止

○子供の交通事故を防ぐには

- 運転者は、子供を見かけたら速度を落とし、急な飛び出しなど危険を予測した安全運転に努めましょう。
- 保護者は、子供に「止まる・見る・待つ」の正しい道路横断を習慣付けましょう。
- 子供を車に乗せたら必ずシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させましょう。

○高齢者の交通事故を防ぐには

- 運転者は、高齢者や高齢運転者マークを付けた車を見かけたら、速度を落とし「目配り・気配り・思いやり」のある運転に努めましょう。
- 高齢者は、道路を横断するときは「止まる・見る・待つ」の正しい道路横断を習慣付けましょう。また、夕暮れ時や夜間の不要な外出は控えましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは明るい色の服装や夜光反射材などを活用しましょう。
- 高齢運転者は、前方や周囲を十分に確認するなど安全運転を徹底しましょう。
- 高齢運転者は参加・体験型の交通安全講習会に積極的に参加しましょう。
- 運転に不安を感じたり、自信がなくなったという方は、運転免許証の自主返納について考えましょう。

2 道路横断中の交通事故防止と ゆずりあい運転の実践

横断歩道、止まっていますか？

○信号機のない横断歩道での停止率

- 福島県 3.5パーセント 全国ワースト9位(平成30年JAF調査)
100台中3~4台しか止まらないという残念な結果です。
- ドライバーは、横断歩道を横断者がわたろうとしている場合は、一時停止しなければなりません。横断歩行者の安全を守りましょう。

○あおり運転等は絶対にだめ

- あおり運転、みだりな車線変更、急な割り込み、無理な追い越し、幅寄せなどは、重大事故につながる悪質危険な運転です。絶対にやめましょう。

○もし、あおり運転などをされたら

- あおり運転等をされて危険を感じた場合は、サービスエリアなど安全な場所に避難して110番通報してください。

思いやりとゆずりあいの気持ちを持って
安全運転をお願いします。

3 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など 悪質・危険な運転の根絶

○飲酒運転による交通事故の発生状況(令和元年5月末現在)

	件数	死者数	傷者数
本年	30件	1人	39人
昨年	31件	4人	41人
増減	-1件	-3人	-2人



○飲酒運転を防止するには

- 飲酒運転は犯罪です。
「飲んだら乗らない。乗るなら飲まない。」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
- 「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。
- アルコールチェッカーを活用し、二日酔い運転も絶対にやめましょう。

○交通ルール・マナーを守りましょう!

- 無免許運転や速度違反は、重大事故につながる悪質で危険な行為です。
- 運転中の携帯電話の使用、カーナビ操作やテレビ視聴などのながら運転も大変危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

4 自転車の交通事故防止

○「福島県自転車安全利用五則」を守りましょう!

【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

※自転車乗車中の死傷者数
(令和元年5月末現在)

	死者数	傷者数
本年	3人	174人
昨年	2人	164人
増減	+1人	+10人



○自転車損害賠償責任保険に加入しましょう!

- 自転車は車両です。
- もし事故を起こし、相手に怪我をさせれば、高額な損害賠償を命じられることがあります。
- 自転車を安全な状態で利用するとともに、被害者救済に資する各種保険に加入しましょう。